

大和市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第19号

大和市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

大和市屋外広告物条例施行規則（平成19年大和市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査して許可の適否を決定し、屋外広告物表示許可（不許可）決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

第8条に次の1項を加える。

- 3 第2条第3項の規定は、第1項の規定による申請について準用する。

第14条中「昭和41年大和市規則第35号」を「昭和55年大和市規則第38号」に、「の例による」を「に規定する物品の売払いの例による方法とする」に改める。

第19条の見出しを「（委任）」に改める。

別表第4第1号様式の項の次に次のように加える。

第2号様式	屋外広告物表示許可（不許可）決定通知書	第2条及び第8条
-------	---------------------	----------

別表第4様式番号の欄中「第2号様式」を「第3号様式」に、「第3号様式」を「第4号様式」に、「第4号様式」を「第5号様式」に、「第5号様式」を「第6号様式」に、「第6号様式」を「第7号様式」に、「第7号様式」を「第8号様式」に、「第8号様式」を「第9号様式」に改め、同表様式の名称の欄中「屋外広告物除去（滅失）届」を「屋外広告物除却（滅失）届」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、現に作成されている用紙が残存する間は、必要な補正をして引き続き使用することができる。